新潟市立桜が丘小学校いじめ防止基本方針

令和５年４月策定

１　いじめに対する基本理念と，教職員の姿勢

基本理念　いじめは，どの子どもにも起こりうる，深刻な人権侵害であることを認識し，子どもたちが互いに認め合い，支え合い，高め合う人間関係を築くことができるよう，学校，保護者，地域が互いに信頼関係を構築し，それぞれの役割を自覚して，いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

（新潟市いじめ防止等のための基本方針より）

教職員の基本姿勢

本校では，この新潟市の基本方針を受け、すべての教職員が「いじめは，どの学校・どの学級でも起こりうるものであり，いじめの問題に全く無関係の児童はいない」という認識にたち，全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように，「いじめ防止基本方針」を策定した。

人権同和教育の視点に立ち，いじめの事案に対して学校組織として，毅然と対応し，「いじめ見逃し０県民運動」を推進することを当校の基本理念とした。

いじめ防止のための基本姿勢として，以下に５つのポイントをあげる。

① いじめを生まない，許さない雰囲気づくりに努める。
② 児童一人一人の自己有用感を高め，自尊感情を育む教育活動を推進する。
③ いじめの早期発見のための手段を講じる。
④ いじめの早期解決のために，当該児童の安全・安心を保証するとともに，学校内はもちろん，学校外部の専門家と必要に応じて協力して，解決にあたる。
⑤ 学校と家庭が協力して，事後の解決にあたる。

２　いじめの防止のために

児童一人一人が認められ，互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教職員一人一人が分かりやすい授業を日々心がけ，児童が達成感を得て，自己有用感を味わったり，自尊感情を育んだりできるように努める。日頃より，「ほめる」「励ます」ことを基本にし，児童一人一人との人間関係を構築するようにする。

（１）いじめを生まない雰囲気づくり

① あいさつ運動

相手を思いやる心の第一歩は，あたたかなあいさつである。委員会や学年（異学年交流も含む）を単位としたあいさつ運動を，児童のアイディアを生かしながら実施し，心を通わせていく。

② 「あったか心の木」の取組及び、日常的なあったか言葉の励行

互いが嬉しくなるような「あったか言葉」を見付け，あたたかい言葉遣いや態度を伸ばすために「あったか心の木」を掲示する。昼の放送「あったかタイム」で，優しい言葉や学校全体で共有したい場面を子どもの声とともに紹介し，周囲に応えようとする心情を高める。

③ 道徳教育の充実

いじめの問題を題材とした道徳科の授業を実施する。「わたしたちの道徳」や授業後の振り返りシートなどを活用して，児童と教師・家庭との心の連携を図る。また，日頃より一人一人を大切にする人権感覚を教師も児童ももつようにする。１１月を「人権・同和教育強調月間」とする。

（２）自己有用感と自尊感情を育む教育活動の推進

① 一人一人が活躍できる活動

・はばたきグループ活動による，異学年交流の充実

・児童の自発的な活動を支える，学級活動・代表委員会及び委員会活動の充実
・児童が身に付けた規範意識やスキルを生かす学習や行事など場の工夫

② 人とのかかわり方を身に付けるトレーニングの実施

全校朝会や放送などで，まず教師がモデリングする。次に教室で実際にスキルトレーニングを行い、自分の感じ方や，他人の受け止め方など様々な違いに気付かせ，望ましい言葉や態度について考えさせ，実際にさせてみる。その後の学校生活の中で，定着・強化を図っていく。

③ 人とかかわる・つながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合う楽しさや嬉しさを実感できるような確かな力の育成と，交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科の活動などを中心に，体験活動の推進を図るとともに，身に付けたスキルを生かす場とする。

３　いじめの早期発見・早期解決に向けて

（１）　いじめの早期発見のための手段を講じる。

① 「いじめは，どの学校，どの児童にも起こりうる」という基本姿勢にたち，全教職員が児童の様子を見守り，日常的な心のふれあいを積み重ねることにより，児童の小さな変化・サインを見逃さない温かくも鋭い感覚を身に付ける努力をする。１回限りであっても「いじめである」という認識で指導にあたる。

② 「学校生活アンケート」を年３回行い，児童の悩みや人間関係を把握し，いじめの認知やいじめゼロにつなげる。

③ アンケート実施後には，「心の相談旬間」を設定し，特に気になる児童について積極的に働きかけ，問題の早期解決に努める。

④ 気になる児童がいる場合には，学年や，情報交換の場を活用して，気付きを共有し，より大勢の目で当該児童を見守る。

⑤ 特支タイムを実施する。毎週１回の実施を原則とし，全教職員で問題傾向を有する児童や配慮が特に必要な児童について，情報交換や共通支援行動について話し合いを行う。

（２）　いじめの早期解決のために，全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

① いじめを発見したときには，学級担任一人で抱え込むのではなく，学校長以下すべての教員が対応を協議し，的確な役割分担をしてその解決にあたる。

② 情報収集・交換を綿密に行い，事実確認をした上で，いじめを受けている児童の安全・安心を最優先に考え，守り通す。いじめている側の児童には，その背景にあるものには共感しつつも，いじめという行為には毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観の立場にいた児童にも，傍観＝同罪という認識をもつよう指導する。また，大人に相談することは素晴らしい行為であることを認識させる。

④ いじめられた児童を癒すため，スクールカウンセラーや養護教諭など連携を取りながら，指導を行っていく。必要に応じて，学校外の各種団体や専門家と協力する。

（３）　家庭や地域，関係機関と連携した取組を行う。

いじめの問題が起きたときには，いつも以上に家庭との連携を密にし，学校側の取組について情報を伝えると共に，家庭での様子や友達関係についての情報も集め，指導に生かす。決して学校内だけで解決をしない。警察，児童相談所，区の福祉担当など，外部との連携が必要と判断されたときは，それぞれの役割や専門性を発揮して解決にあたることとする。

4　いじめ防止等の対策のための組織

（１）校内いじめ対応ミーティング

この組織は，いじめの防止，いじめの相談・窓口，いじめが発生した場合の対処に取り組む際の中核として，日常的に機能させる。いじめが発生した場合，迅速に開催する。構成メンバーは，

校長　教頭　主幹教諭　教務主任　生活指導主任　当該学級学年担任 養護教諭，その他事案に関係する教職員

とする。

（２）いじめ対策委員会の設置

いじめの防止等の課題に対して，学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して，組織的・実効的に取り組むことを目的とする。構成メンバーは，

校長　教頭　主幹教諭　教務主任　生活指導主任　当該学級学年担任 養護教諭　教育相談担当　主任児童委員　SC や社会福祉士　PTA 代表者

とする。

以下、発見から対応（指導・支援）までを示す。

１　把握（情報入手・事実確認）

〇児童・保護者の訴え　〇アンケート
〇持ち物や衣服の乱れ　〇いじめの疑いのある言動

把握した教員→担任・学年主任・生活指導主任・主幹・教頭・校長

〇事案に応じた組織を編成
（例）学級内でのいじめ（暴力，中傷，無視，インターネット上など）

２　校内いじめ対応ミーティング　⇔　２　いじめ対策委員会

＜事情聴取の留意点＞
〇個別聴取、複数対応
〇連絡（保護者，場合によって教育委員会、スクールカウンセラーとの連携）
△注意、叱責、謝罪のみ　△即時仲直りという考え

３　対応（事実の究明）

＜指導・支援の留意点＞
〇いじめを受けている児童、いじめていた児童、いじめを傍観していた児童それぞれに指導・支援を行う。

４　指導・支援（継続的対応）

ア）いじめを受けている児童
・徹底して守り通す。（継続的な支援）
・保護者との連携(場合によって専門機関との連携)

イ）いじめていた児童
・いじめの背景に共感しつつ、行為には毅然と指導
・極めて悪質な場合は警察との協力や出席停止を検討
・保護者との連携（場合によって専門機関との連携）

ウ）傍観していた児童
・傍観＝同罪の認識をもつよう指導
・大人（教師）に話すことは大切という認識をもつよう指導

（３）中学校区いじめ防止連絡協議会

山潟中学校区いじめ防止連絡協議会での情報交換会に年１回参加し，対策等の共有を図る。